

近世後期に現れた三種の國家思想 (中)

田 畑 忍

第四款 多元的國家論

(一)

近世の後期に於て、社會學的國家論及び法學的國家論が多少とも絶対主義の傳統をもてるドイツ系の社會學者及び法學者の間に醸成せられたるものなるに對して、イギリス系並びにラテン系の國民の間からは、所謂多元的國家論 (pluralistic theory of the state) 又は政治的多元主義 (political pluralism) の發生を見るにいたつた。即ち多元的國家論は、英米的リベリズムの雰圍氣のうちに醗酵したるその社會學的實證的研究の一成果としての國家理論である、と言はねばならない。かようにして、それは、ボダンやホッブスやオースチン等の國家主義權論の論理的妥當性乃至實踐的適宜性の否定として、またルーソーやヘーゲルやボザンケット等の一元的形而上學的絶對的國家論に對する批判として、更にまた國家の主權的政策に對立する攻撃として、出現するにいたつたものである。

要するに、政治的多元論又は多元的國家學説は第一次世界大戰後のデモクラシー昂揚の時期に於ける主權又は主權論否定の使命をもつて現はれた一聯の國家學説なのであるといふことができる。然るに、絶対主義から脱し

得なかつたドイツに於ては、長い間せいぜいイエリネック等の主權制限の學說を許容したるにすぎなかつたのであるが、第一次大戰後に於てもまた主權否定の理論がケルゼンによつて唱導せられるにいたつたことは不思議なことではない。然しケルゼンの純粹法學は多元的國家論のうちこれを數へることは勿論できない。が然し、それが多元的國家論のうちのあるものとの間に共通性をもつてゐることは明らかである、すなわちケルゼンの國家論は多元的國家論に親近の關係にあると言へるのである。然し、ここではその事を詳論する必要はない。

ゲッテル教授は多元的國家論に就て次の如く言つてゐる。曰く、「多元的主權論は概してデモクラシーを主張し、また強烈なる個人主義の色彩を有してゐる。然し乍ら、その目的とする所は個々別々の個人の權利と言ふよりも、むしろ人間の眞の利益を代表せる種々の團體や集團の權利なのである。多元主義は職能に重點を置き、國家内の自然的機構や共同社會はそれ自身の事務を處理すべきである、と信じてゐる。それは、中央集權的國家に反對し、職能的デモクラシーを基調とする權力分立を主張する。それは現實的變化的の政治的實在に相應せざる形式的並びに形而上學的合理主義を基礎とした絶對主權の概念と一般的意思の心理を拒否する、と。

まさにゲッテル教授の指摘の如く、多元的國家論は國家を労働組合や教會などの諸團體と同様同列に一の部分社會であるとするのであり、またそれは國家と社會とを區別して國家が他の諸團體を統制する事實を認めつゝ、然かも道德的制限を受くべきものなることを力説し、その論證として國家のかゝる權力狹弱化的な傾向を指摘するのである。然しながら、かゝる國家觀が、その國家理論としてはともかくとして、國家觀として正鵠を得てゐるかどうかは問題である、と言わねばならない。

多元的國家論の發展を促したものとしては、フランスに於ける各種の政治經濟運動（殊にサンデカリズムの運動）、イギリスに於ける教會の自治權獲得運動及びギルドソシヤリズムの運動と思想、並びに戰後に於ける國際關係の發達等が擧げられる。また聯邦國家理論や英米佛に於ける分權主義が一つの示唆となつてゐる。がそれのみではなく、第一次歐洲大戰後のイギリス及びフランスに於けるリベリズム勃興の環境をそれらとの關聯に於て重視しなければならぬ。即ち、かゝる諸環境が、既存の團體理論をして、他の思想にも影響されつゝ、やがて多元的國家論へ發展せしめるにいたつたものである、と考へねばならぬ。

然しながら多元的國家論の思想的萌芽は團體理論であるといふことがゆるされるであらう。而して、團體理論はすでに早くドイツのギールケによつて説かれていたところであるが、ギールケの Genossenschaftstheorie それ自體は、もとより多元的國家論と呼ばれるべきものではなく、ドイツ特有の國法學の一支流をなせるものにかすぎないことはすでに述べた。然るに、その思想構造に於て團體を重視する傾向は、イギリスのメートランド (Meiland, 1850-1906) によつて一層強化せられて、敍上の如き環境に於て、團體を國家と同じ地位のものとして考へしめるにいたつたのである。またフィッギス (J. N. Figgis 1866-1918) の、教會中心主義的な國家の全能性を否定する集團主義理論も亦、かゝる傾向のものとして多元的國家論の前驅をなしているのであるが、未だこれらの人々は明白に多元的國家論を展開したのではなかつた。それらの人々の主張は、せいぜい多元的國家論への發展の中間的地帶となつたのにすぎない。即ち彼等は、國家の有する主權自體には何等の疑を挿むことなく、唯だその行使に就て國家自體が自己制限をなすべきである、と主張したるに過ぎないのである。故に、それは未だ主權を全部的に否定せんとする多元的國家論そのものとは言い得ないことは疑いないであらう。

然るに、すでにその萌芽が、やがてフランスのデユギー、オーリヌウ、デニエー、オランダのクラッペ、イギ

近世社會を支配して來た個人主義思想の或ひは主觀的抽象論のあらゆる結論を克服し」て以てそこに「古い國家概念に對する完全なる駁論」と自稱する學說を構成したのである。即ちそれはドイツのゲルバー、イエリネツク等の法人格的國家主權學說に對立する、殊にイエリネツクへの批判を通して樹立されたるその社會連帶 (La solidarité sociale) の理論にほかならない。ルソーのヴォロンテ・ジエネラルを基調とする主權在民的絕對國家説の破られていることも言を俟たない。即ち、デュギーの多元的法國家思想は實際的な社會連帶主義に基調する法規制論レグレーション・ドロー即ち法主權説であり、法による國家權力及び法律の制限ロウといふ思想である。而して彼の言ふ社會連帶とは人間が自然に本性的に生活する社會状態にほかならないが、それは最初は類似による機械的な連帶であり、のちには分業による有機的な連帶である、然かもこの兩形態は常に聯關交錯しているものであるとするのである。かくて、社會連帶の思想は社會優位・國家輕視の思想であり、職業組合重視の理念であつて、かくてサンディカリズムに結びつく。然しフランスに於けるサンディカリズムの非常の優勢が却つて彼をしてやがて國家を正視せしめるにいたつた。

かようにしてデュギーは國家が爲政者と服従者との對立の成立するところに生ずるものであり、従つて國家の命令する事實を認めるのである。然し、デュギーによれば、それは單に事實にすぎずして最早絕對無制限の公權力 (puissance publique) ではない、またかゝるものであつてはならない。何となれば國家は客觀的な法 (Le droit objectif) の制限を受けているからであり、必要なる範圍に於てのみ公權力の行使が許容されるからであり、爲政者は法の命ずる所に従つてその義務を果さねばならないからである (彼は支配階級と被支配階級との對立は單なる事實に過ぎないとするのである)。即ち、この法はその基礎を社會連帶に置くものであつて、決して國家によつて創られたものではない。それは國家以前に存在し、且つ國家に優越するものである。故に、彼の言ふ

ところの法は彼が自然法を否定するにもかゝらず、結局、自然法學的な意味に於ける法であると言はねばならぬ。かようにして、それは社會的輿論の要求の現れとしての役務を國家に賦課する。即ち國家は、この社會的輿論の要求を法式化し且つ公共役務を遂行せざるを得ないのである。かくの如く國家は法に下屬するものであつて主權を有するものではなく、その特徴として公共役務(service publique)を有するに過ぎないものである。即ちデューギーにあつては、「公共役務の觀念が公法の基礎として主權の概念に代る」のである。もつとも、デューギーは、國家の初期形態の主權性はこれを容認するのであり、而かも今日の國家がすでに裁判・警察・國防等をその主職能とせずして、個人の福利・文化の増進をその役務としていることを主張しているのである。かくて「今日の國家は爲政者の指導の下に組織せられたる公共役務の協力團體である」。従つて彼は、イエリネック的ドイツ國法學の主張する國家法人説を否定するのである、彼に於ては國家人格は畢竟一のフィクションたるに過ぎない、だから國家意思の如きも假説的存在であるのほかはない。かくしてデューギーは、國家法人格・國家意思・國家主權なるものを否定して、公共役務の觀念を強調し、支配よりサンデイカ的分業の連帶による管理へと言ふ主觀的要請をその法主權論の思想的核となしてゐるのである。かようにして政策論としては、デューギーは地方的分權主義、職能的聯邦主義を主張し、行政的サンデカリズムを提唱するものであるとせられるのである。また彼は個人及び團體の權利主體性をも否定するものであることは周知の如くである。

その社會連帶的國家理論をデューギー自身要約して次ぎの如く言つてゐる。曰く「國家は命令の主觀的權利を有せず、個人も亦自由及び財産の主觀的權利を有せず、支配者及び被支配者の總てのものは、社會的相互依存の上に基礎づけられた法的規制に服従する、そしてこの法的規制の妥當に依つて、總ての個人的意思——支配者の意思並びに被支配者の意思——は、吾々が客觀的又は法的狀態と呼ぶところの一定の狀態に置かれるに至る、この

状態は、一般に各人の地位に従つて、二つの中の何れかの形式に於ける社會的連帶の保持に協力し、それに抵觸する何ごとをも行はざる各人の義務を意味するのである、と。又曰く「支配者は彼等の義務を遂行するためにのみ、そして彼等がそれを遂行する限りに於てのみ、權力を有する。國家は命令する權力ではない。國家は、最強者が總てのもののために一定の役務の遂行を保證するために、任意にその力を行使するところの、分化せる社會である。故に權力者は消極的及び實務的義務を有するのである、〔法と國家〕二七六頁及二七七頁」と。

四

デュギーの社會連帶的國家理論は人をしてラッツェンホーファーの社會學的國家思想を髣髴せしめるものがあるが、オランダのクラッベ (Krabbe, 1857) の正義感的又は法主權的國家思想は更にそれにも増してデュギーに酷似しているものであると言はねばならぬ。

クラッベは、デュギーが行政上のサンデカリズムを主張するのに對して、立法上のサンデカリズムを強調するものであると言はれている。其の著 *Die moderne Staatsidee*, 1966, *Die Lehre der Rechtssouveränität*, 1919 *Kritische Darstellung der Staatslehre*, 1930 に於てクラッベの提唱しているところは、かゝる意味に於ての法主權論であると言ふことができるであらう。即ちクラッベは、法を以て國家の所産なりとするドイツ國法學的國家主權説を否定して、法こそ主權であることを主張するのである。もつともドイツ國法學も政治に對する法の優位を主張するのであるが、たゞ彼はデュギーとともに國家に對する法の徹底的な優位を説いているのである。かかる意味に於て、クラッベは國家の權威は法主權の反映にすぎないとするのである。

即ちクラッベによれば、國家は法の主體ではなく、寧ろ法の所産であるから、國家は法によつて拘束せられざ

るを得ない。然し、もちろん彼の謂ふ法は人の意思や國家意思から派生されるものではなく、成文の法律を指しているのではない。即ちクラッペは、法を法律から峻別して活ける人間の感情に基礎づけんとするのであり、また自然法からも區別しているのである。而して、かような法の拘束力の根據は現實の社會に存在して變移しつゝある個人の正義感又は正義意識であつて、それは倫理的な力であると言ふのである。これを權力説や意思説に對立する感情説であると呼ぶこともできるであらう。

クラッペは國家を次ぎの如くに定義している。曰く「國家は法的協同體以外の何ものでもない、即ち、その獨自固有の法的標準即ちその獨自固有の法源を有するところの人類の一部分であり、かくしてその獨自の法的關係體を有するところの人類の一部分以外の何ものでもない」と。即ち彼によれば、國家とは一體系の法の行はれる一地域内の住民全體より成る協同體、地域的な法的協同體、簡単に言へば法的協同體にほかならぬ。而して、かかる法的協同體に於ては共同の法的優位 *Rechtsüberzeugung* が存在し、多數決の原則に基づく *Rechtsüberzeugung* の均一化的傾向のあることを彼は主張するのである。即ち彼は多數者の感情を正しいものであると見ていたのであつて、實質的に言つて正にそれはデュギーの社會連帶の思想であると言ふことができよう。また彼は法的協同體を以て國家なりとするのであるから、謂ふところの國家のみが國家ではないこととなり、國內上又は國際上の團體はすべて法的協同體たり得る限りに於て國家であるといふことになる。この意味に於てもクラッペの國家觀は多元的國家思想の一種であることを疑い得ないであらう。即ち、それは法主權的多元的國家論であるのである。かくの如く法を基點として國家を考へるクラッペの法主權的又は法優位的國家觀は、その點デュギーに就ても同様のことが言えるが、法的秩序として國家を規定するケルゼンの純粹法學的國家觀に通ずるものがあると言はねばならない。またクラッペが諸國家から形成されるところの共通の正義意識に基づく國際法的協同體

なるものを構想していることも、ケルゼンの國際法秩序思想に似ていると言へるであらう。且つ、それは超國家的法的協同體又は世界國家の將來的發展の豫見に立つものであるが、必ずしもケルゼンの如き理論的精緻さをもつてゐるものではない。然しながら、それが國家の向ふべき方向を、國家内の正義意識に即して對內的に、また國家間に流布する正義意識に根ざして國際的に、強く且つ端的に示唆している點では、却つて豫言的であると評することゝできなざらぬ。

Cours de science sociale, la science social traditionnelle, 1896, Principes du droit public, 1909, Précis du droit constitutionnel, 1923等の著者であり、社會意欲・理念として主權を概念し、もつてこれを中心として存在するものを有機體としての客觀的制度なりとする制度の理論を創唱し、主權の絶對性と法律の全能性を強く否定し法と社會とを重視したフランスのオーリウ(Hauriou 1856-1929)も亦デュギーの影響下にあり、Science et technique en du droit privé positif, 1914-1924, Méthode d'interprétation et sources et droit privé positif, 1919の著者であるシエニー(Gény, 1861-)の自由法學又は社會法學も主權の絶對性を排撃し法律に對する法の優位を説くものであつて、デュギーと同じ立場に立つてゐるものと言はねばならない。その他レント・ブルジョア Léon Bourgeoisを始め、社會連帶主義思想に就てデュギーに共鳴するものはすくなくはない。かくて、フランスの新自然法學は我が國の公法學界にも大きく影響してをり、またイギリスのギルド・ソーシャリストであるコール(Cole)の社會理論、アメリカ合衆國のパウンド(Rosecoe Pound, 1870-)の實用主義社會法學思想も同様の性格を有することを否定せられ得ないであらう。パウンドの著書は廣く我が國にも知られてをり、An Introduction to the philosophy of law, 1922, (星野通譯「法律哲學概論」) Interpretations of legal history, 1923 (高柳賢三譯「法律史觀」) Law and morals, 1924 (高柳賢三・岩田新譯「法と道德」)等は殊に然

りである。

デュギー及びクラッペ等の國家理論を法主權論的國家理論又は多元論的法的國家論と言ふことができるであろう。